

7 金融・証券・保険関係

(1) 金融

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
42 商品投資に係る事業規制	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ及び貸付債権を投資の対象とすることについて、ディスクロージャーの在り方等をあわせ、検討し、結論を得る。		11年度 (検討)	12年度 (結論)	(金融庁・農林水産省・経済産業省) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れを可能とするとともに、他の金融商品(投信等)のディスクロージャーとの整合性を図りつつ、商品ファンドのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、現在、金融庁金融審議会第一部会において議論されている投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。	